

## 治療と就業の両立支援、努力義務へ

いつもお世話になっております。

改正労働施策総合推進法により令和8年4月1日から『病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援の取り組み』が努力義務となりました。努力義務のため、必須ではございませんが、指針の概要をご案内させていただきます。

### 指針の概要

#### ・両立支援の趣旨：

##### □病気を抱える労働者の状況

…がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。今後、高齢者の就労の増加等を背景に、この職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

##### □治療と就業の両立支援とは

…大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援をするため、本人からの相談に応じ適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取り組みです。

##### □両立支援に取り組む意義

…労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

○対象：雇用形態に関わらずすべての労働者

○対象疾病：反復・継続した治療が必要と医師が判断した疾病

以上になります。

現在は努力義務ですが、今後、疾病に関して休業から退職、という流れからの大きな変化になるかと思っております。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。